

議案第 13 号

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平
成 24 年小松島市条例第 4 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000

」を

「

号給	給料月額（円）
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

」に改める。

第5条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「100分の137.5」とあるのは「100分の160」に改める。

第2条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）の規定による改正後の条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（条例第5条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与（小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第52号）附則第4項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。